

施設利用料金の改定について（お知らせ）

本市では、第3次小矢部市行財政改革実施計画の取組項目である「受益者負担の適正化」に基づき、公共施設の利用料金を見直しました。

「利用料金は公共施設の利用の対価である」という考えのもと、算定方法の明確化や、受益者負担（利用料金）と公費負担（市税等）の負担割合の公平性を図ることを目的として、利用料金の見直しを行うものです。

今回の見直しによる改定後の利用料金は、次のとおりです。

引き続き、公共施設のサービス向上に努めますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

《各夜間照明施設》

施設名	使用区分	点灯区分 (キロワット)	現行	<u>改定後</u>
			使用料（利用料金施設にあっては、利用料金。）（円）	使用料（利用料金施設にあっては、利用料金。）（円）
津沢運動広場グラウンド夜間照明施設	1	3 基点灯 (18)	550	740
	2	3 基点灯 (51)	1,430	2,110
	3	3 基点灯 (64)	1,760	2,640
若林運動広場グラウンド夜間照明施設	1	4 基点灯 (32)	880	1,150
	2	4 基点灯 (34)	950	1,220
	3	6 基点灯 (66)	1,820	2,370
石動小学校グラウンド夜間照明施設	1	4 基点灯 (40)	1,100	1,560
	2	4 基点灯 (56)	1,540	削除
	3	6 基点灯 (80)	2,200	3,110
	4	4 基点灯 (40)	1,100	1,560
石動中学校グラウンド夜間照明施設	1	4 基点灯 (22)	550	830
	2	6 基点灯 (59)	1,650	2,440
	3	8 基点灯 (72)	1,980	2,970

●改定時期

令和6年4月1日

なお、施設使用料の見直しに関する基本的な考え方については、市ホームページをご覧ください。



問い合わせ先 0766-67-1760（内線 財政課 224、文化スポーツ課 557）